

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が令和4年12月20日付けの保護申請却下通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った、法55条の4第1項及び生活保護法施行規則（以下「法施行規則」という。）18条の5の規定に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分は違法又は不当であると主張し、その取消しを求めている。

本件処分は、次の(1)から(3)までの各事実を考慮しないものであり、また、次の(4)のとおり、「生活保護法による就労自立給付金の支給について」（平成26年4月25日付社援発0425第3号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「支給通知」という。）・取扱通知（後記第6・1・(6)参照）に反し、次の(5)のとおり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）に照らし問題があるから、法55条の4の規定に違反しており、違法又は不当である。

(1) 就職の事実

請求人は、〇〇に非常勤講師として採用された。契約期間は約1年間、賃金は授業の職務にて時給3,500円及び授業以外の職務にて時給1,500円、勤務開始時期は令和5年3月又は4月、勤務場所は在宅である。

(2) 転居の理由及び請求人の障害

令和4年11月28日、請求人は、〇〇区から〇〇市へと転居した。転居前の環境では、請求人の障害である〇〇症状に対処するために昼夜逆転生活を送る必要があった。しかし、勤務を開始するに当たって、9時20分から18時10分の昼時間帯に勤務することとなったため、昼夜逆転以外の方法で〇〇症状に対処しなくてはならなくなった。そして、転居後の住居は、より感覚刺激の少ない環境であり、このような環境は、心身の健康を維持しながら就労を継続し自立を図るに当たって有利であると判断したため、請求人は転居を行った。

(3) 転居の時期

請求人は、就労を開始するより約3～4か月早期に転居している。これは、①転居前後の準備期間を確保するため、②福祉や医療に関する手続を行う時間を確保するため、③転居と就労開始は同時にしない方がよいと専門家から助言を受けた経験があるための3つの理由からである。

(4) 支給通知・取扱通知に反する理由

上記(1)のとおり、請求人が、支給事由のうち「世帯員が、安定した職業（おおむね6月以上雇用されることが見込まれ、かつ、最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められるものをいう。）に就いたこと。」（後記第6・1・(5)・イ・(ア)）又は「就労による収入を得ておらず、それ以外の収入を得ている被保護世帯において、当該世帯に属する世帯員が職業（安定した職業を除く。）に就き、就労収入を得ることにより、おおむね6月以上当該世帯が最低限度の生活を維持することができると認められること。」（同・(エ)）でいうところの職業に就いたことは明らかである。

それにもかかわらず、処分庁は、転出による保護の廃止時の申請であるとして、支給通知の支給要件に該当しないとしている。

この処分庁の決定からすると、就労自立給付金の受給には、転居をしないまま又は就労開始と同時に転居をすることが必要となる。しかし、上記(2)及び(3)のとおり、請求人にとって、転居をしない又は就労開始と同時に転居することは、自立の妨げとなったことは明らかである。

支給通知1（趣旨）のとおり、就労自立給付金は「被保護者の就労による自立の促進を目的」とする制度である。それにもかかわらず、上記(2)及び(3)の事情を考慮せずに、転居と就労開始の間に期間があることを理由に就労自立給付金を不支給とした処分庁の判断は、支給通知1（趣旨）でいうところの就労自立給付金制度の趣旨を没却するものであり、不当である。

また、保護を必要としなくなった事由について、転出と就労のいずれかのうち排他的な単一の事由に決定しなければならない規定は、法、支給通知、取扱通知のいずれにも存在しない。転居と就労の事実のうち就労の事実を事由として認めない処分庁の判断は、取扱通知第1・問2の規定に反し、誤りである。

(5) 障害者差別解消法に係る問題

障害者差別解消法7条1項には「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。」とある。

請求人には障害があり、障害がなければ転居も不要であり就労自立給付金を問題なく受給できたはずが、請求人においては障害負担を軽減して継続的な就労を行うために転居をせざるを得ない状況であり、このことは処分庁も理解していた。

それにもかかわらず、仮に転居を理由として本件処分を行ったとするならば、法令上正当な理由が他にない限り、その意図はなくとも、事実上、結果として障害を理由に就労自立給付金の給付を妨げていることにほかならず、障害者差別解消法7条で義務付けられた

行政機関等の義務を果たしていない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和5年11月14日	諮問
令和6年 1月12日	審議（第85回第1部会）
令和6年 1月23日	処分庁へ調査照会
令和6年 1月31日	処分庁から回答を収受
令和6年 2月19日	審議（第86回第1部会）
令和6年 3月11日	審議（第87回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

(2) 保護の停止・廃止

法26条は、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をも

って、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(3) 就労自立給付金の支給

法55条の4第1項は、被保護者の自立の助長を図るため、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する被保護者であって、厚生労働省令で定める安定した職業に就いたことその他厚生労働省令で定める事由により保護を必要としなくなったと認められたものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、就労自立給付金を支給するとしている。

これを受けて、法施行規則18条の5は、就労自立給付金は、厚生労働大臣が定める算定方法により算定した金額を、世帯を単位として保護の廃止の決定の際に支給するものとするとしている。

支給通知6は、支給機関は、氏名、住所又は居所、保護を必要としなくなった事由等を記載した申請書により支給の申請があったときは、支給要件に該当するかどうかを判断した上で、支給の金額及び方法を決定し、書面をもって通知することとしている。

(4) 安定した職業

法施行規則18条の2は、法55条の4第1項の厚生労働省令で定める安定した職業は、おおむね6月以上雇用されることが見込まれ、かつ、最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができるものと認められるものとするとしている。

(5) 支給事由・支給要件

ア 法施行規則18条の3は、法55条の4第1項の厚生労働省令で定める事由は、次に掲げるものとするとしている。

(ア)被保護者が事業を開始し、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められること。

(イ)就労による収入がある被保護世帯において、当該就労による収入の増加により、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められること。

(ウ)就労による収入以外の収入を得ている被保護世帯において、当該世帯に属する被保護者が職業（法施行規則18条の2に規

定する安定した職業を除く。)に就いたことにより、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められること。

イ 支給通知4は、被保護者であって、次のいずれかの事由(支給事由)に該当することにより、保護を必要としなくなったと支給機関が認めた場合に、当該被保護者の申請に基づき、給付金を支給することとしている。

(ア)世帯員が、安定した職業(おおむね6月以上雇用されることが見込まれ、かつ、最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められるものをいう。以下同じ。)に就いたこと。

(イ)世帯員が事業を開始し、おおむね6月以上当該世帯が最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められること。

(ウ)就労による収入を得ている被保護世帯において、就労収入が増加することにより、おおむね6月以上当該世帯が最低限度の生活を維持することができると認められること。

(エ)就労による収入を得ておらず、それ以外の収入を得ている被保護世帯において、当該世帯に属する世帯員が職業(安定した職業を除く。)に就き、就労収入を得ることにより、おおむね6月以上当該世帯が最低限度の生活を維持することができると認められること。

(6) 支給対象に係る具体的な取扱い

「生活保護法による就労自立給付金の取扱いについて」(平成26年4月25日付社援保発0425第7号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「取扱通知」という。)第1・問2は、保護を必要としなくなった要因が、世帯員の転出等による基準額の変更(減額)のみを原因としている場合には、支給対象としないとしている。

同・問4は、保護の辞退の申出があり廃止となった場合は、保護を必要としなくなったものとして支給対象とならないとしている。

(7) 申請

法施行規則 18 条の 4 第 1 項は、就労自立給付金の支給を受けようとする被保護者は、被保護者の氏名、住所又は居所、保護を必要としなくなった事由等の事項を記載した申請書を提出しなければならないとしている。

(8) 各通知の位置付け

支給通知及び取扱通知は、いずれも地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定による処理基準である。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、就労自立給付金を支給できるのは、支給事由のいずれかに該当することにより保護を必要としなくなったと支給機関が認めた場合（支給要件）とされているところ（1・(5)・イ）、処分庁が、請求人の保護が必要でなくなった（保護の廃止）と判断した理由は、「世帯主の転出（都外へ）」である。

そうすると、請求人の保護は支給事由以外の理由によって廃止されたことになるから、就労自立給付金の支給対象とは認められない。

したがって、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

(1) 請求人は、上記第 3 のとおり、本件処分は、就職の事実、転居の理由及び時期並びに請求人の障害といった請求人の事情を考慮しておらず、このことは就労自立給付金制度の趣旨に反するものであるから違法又は不当であると主張しているものと解される。

しかし、法 55 条の 4 第 1 項が安定した職業に就いたこと等の事由により保護を必要としなくなったと認めた場合に就労自立給付金を支給するとしていること及び法施行規則 18 条の 5 が、就労自立給付金は保護の廃止の決定の際に支給するとしていることから（1・(3)）、就労自立給付金の趣旨は、あくまで、保護を必要としなくなった理由が「安定した職業に就いたこと等」（つまり、支給通知に規定する 4 つの支給事由）であると支給機関が認めた場合に支給されるものと解するのが相当である。

よって、転居の理由や時期といった請求人の個別の事情が支給事

由として規定されていない以上、処分庁の判断が就労自立給付金制度の趣旨に反しているということとはできない。

- (2) また、請求人は、保護の廃止の理由を転出のみに限定し、就労を理由として認めなかったことは取扱通知に反し、誤りであるとも主張している。

ア このため、審査会は、処分庁に対し、請求人の保護の廃止及び就労自立給付金の取扱い等に係る処分庁の検討内容等について調査を実施したところ、以下の回答を得た。

イ 回答（要旨）

令和4年10月27日、請求人から電子メールにて、〇〇の非常勤講師として採用が決定し、令和5年3月から就労開始するとの報告があり、非常勤教員採用シート写しの提出があった。同時に、令和4年11月中に実家（〇〇市）に戻り、転出による生活保護廃止を希望している旨の意思表示があった。実家に戻る理由は、就職先では、リモートワークが可能であり、〇〇症による音やにおいの刺激が大きな都会を避けるためである。転出時期と就労時期をずらしたのは、住環境の変化、就労による変化を同時に経験するのを避け、心身が安定した状態で就労を開始するためとのことであった。

上記のとおり、転出による生活保護廃止を希望している旨の意思表示があること、単身世帯ではなく、実家に戻ることから転出先で要保護状態にあると認められないことから、転出先への移管の検討、転出先の保護の実施機関への保護の申請方法等についての説明は行っていない。

- ウ 転出先において保護が実施されるか否か及び就労自立給付金の取扱いについては転出先の保護の実施機関が判断すべき事項であり、上記内容からすると、請求人の保護の廃止理由を「転出」としたこと、転出先の保護の実施機関への保護の申請方法及び就労自立給付金の取扱い等について請求人に特段の説明を行わなかったことに不合理な点は認められず、請求人が申請した就労自立給付金について上記1の法令等に照らして支給要件に該当しないと

した本件処分に違法・不当は認められない。

- (3) さらに、請求人は、意図は別として、処分庁は結果として障害を理由に就労自立給付金の給付を妨げており、障害者差別解消法7条1項で義務付けられた行政機関等の義務を果たしていないとも主張している。

しかし、障害者差別解消法7条1項が、「障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」と規定しているところ、本件処分は、請求人の障害を理由として行われたものではなく、かつ、障害者でない者と異なった取扱いを差別的に行ったものではないから、請求人の主張には理由がない。

- (4) 以上のとおり、請求人の主張はいずれも理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹